

二 省 略
4 8 省 略

(包括的禁止命令の解除)

第二十七条 省 略

2 前項の規定は、裁判所が第二十四条第一項第六号に規定する外国租税滞納処分又は同条第二項に規定する国税滞納処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める場合について準用する。

3 6 省 略

(更生債権等の弁済の禁止)

第四十七条 省 略

2 6 省 略

7 第一項の規定は、次に掲げる事由により、更生債権等である租税等の請求権(共助対象外国租税の請求権を除く。)が消滅する場合には、適用しない。

一 四 省 略

(他の手続の中止等)

第五十条 更生手続開始の決定があったときは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、更生会社の財産に対する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等、企業担保権の実行若しくは同項第六号に規定する外国租税滞納処分又は更生債権等に基づく財産開示手続の申立てはすることができず、破産手続、再生手続、更生会社の財産に対して既にされている同項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分並びに更生債権等に基づく財産開示手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。

2 4 省 略

5 裁判所は、更生に支障を来さないと認めるときは、管財人若しくは租税等の請求権(共助対象外国租税の請求権を除く。)につき徴収の権限を有する者の申立てにより又は職権で、次に掲げる手続又は処分の続行を命ずることができる。

一 第一項の規定により中止した第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続又は同項第六号に規定する外国租税滞納処分

二 省 略

二 同 上
4 8 同 上

(包括的禁止命令の解除)

第二十七条 同 上

2 前項の規定は、裁判所が第二十四条第二項に規定する国税滞納処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める場合について準用する。

3 6 同 上

(更生債権等の弁済の禁止)

第四十七条 同 上

2 6 同 上

7 第一項の規定は、次に掲げる事由により、更生債権等である租税等の請求権が消滅する場合には、適用しない。

一 四 同 上

(他の手続の中止等)

第五十条 更生手続開始の決定があったときは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、更生会社の財産に対する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等若しくは企業担保権の実行又は更生債権等に基づく財産開示手続の申立てはすることができず、破産手続、再生手続、更生会社の財産に対して既にされている同号に規定する強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続並びに更生債権等に基づく財産開示手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。

2 4 同 上

5 裁判所は、更生に支障を来さないと認めるときは、管財人若しくは租税等の請求権につき徴収の権限を有する者の申立てにより又は職権で、次に掲げる手続又は処分の続行を命ずることができる。

一 第一項の規定により中止した第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続又は企業担保権の実行手続

二 同 上

6 11 省 略

(手形債務支払の場合等の例外)

第八十七条 省 略

2 省 略

3 前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権〔共助対象外国租税の請求権を除く。〕又は第四百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

(共益債権の取扱い)

第三百三十二条 省 略

2 省 略

3 共益債権に基づき更生会社の財産に対し強制執行又は仮差押えがされている場合において、その強制執行又は仮差押えが更生会社の事業の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、更生会社が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、更生手続開始後において、管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、更生会社。次条第三項において同じ。)

の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押えの手続の中止又は取消しを命ずることができる。共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき更生会社の財産に対し国税滞納処分の例によってする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。

4 6 省 略

(更生会社財産不足の場合の弁済方法等)

第三百三十三条 省 略

2 省 略

3 第一項本文に規定する場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、共益債権に基づき更生会社の財産に対してされている強制執行又は仮差押えの手続の取消しを命ずることができる。共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき更生会社の財産に対してされている国税滞納処分の例によってする処分の取消しについても、同様とする。

6 11 同 上

(手形債務支払の場合等の例外)

第八十七条 同 上

2 同 上

3 前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第四百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

(共益債権の取扱い)

第三百三十二条 同 上

2 同 上

3 共益債権に基づき更生会社の財産に対し強制執行又は仮差押えがされている場合において、その強制執行又は仮差押えが更生会社の事業の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、更生会社が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、更生手続開始後において、管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、更生会社。次条第三項において同じ。)

の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押えの手続の中止又は取消しを命ずることができる。

4 6 同 上

(更生会社財産不足の場合の弁済方法等)

第三百三十三条 同 上

2 同 上

3 第一項本文に規定する場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、共益債権に基づき更生会社の財産に対してされている強制執行又は仮差押えの手続の取消しを命ずることができる。

4・5 省略

第三百三十四条 省略

2 省略

3 開始後債権に基づく更生会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行及び企業担保権の実行並びに開始後債権に基づく財産開示手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく更生会社の財産に対する国税滞納処分の例によつてする処分についても、同様とする。

(更生債権者等の手続参加)

第三百三十五条 省略

2 省略

3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定(租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第三百六十四条第二項において同じ。)を得なければならない。

(租税等の請求権等の届出)

第四百二十二条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合には、その旨を裁判所に届け出なければならない。

一・二 省略

第三百六十四条 省略

2 第四百二十二条の規定による届出があった請求権(罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。)の原因(共助対象外国租税の請求権にあっては、共助実施決定)が審査請求、訴訟(刑事訴訟を除く。次項において同じ。)その他の不服の申立てをすることができる処分である場合には、管財人は、当該届出があった請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。

3・5 省略

(更生計画による権利の変更)

第三百六十八条 省略

4・5 同上

第三百三十四条 同上

2 同上

3 開始後債権に基づく更生会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行及び企業担保権の実行並びに開始後債権に基づく財産開示手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。

(更生債権者等の手続参加)

第三百三十五条 同上

2 同上

(租税等の請求権等の届出)

第四百二十二条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならない。

一・二 同上

第三百六十四条 同上

2 第四百二十二条の規定による届出があった請求権(罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。)の原因が審査請求、訴訟(刑事訴訟を除く。次項において同じ。)その他の不服の申立てをすることができる処分である場合には、管財人は、当該届出があった請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。

3・5 同上

(更生計画による権利の変更)

第三百六十八条 同上

2・3 省略

4 前項の規定は、租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）及び第四百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、適用しない。

5～7 省略

（租税等の請求権の取扱い）

第一百六十九条 省略

2 省略

3 前二項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権については、その権利に影響を及ぼす定めをする場合においても、徴収の権限を有する者の意見を聴けば足りる。

（更生債権等の免責等）

第二百四十四条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

一～三 省略

四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

2 省略

3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（届出をした更生債権者等の権利の変更）

第二百五五条 省略

2・3 同上

4 前項の規定は、租税等の請求権及び第四百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、適用しない。

5～7 同上

（租税等の請求権の取扱い）

第一百六十九条 同上

2 同上

3 前二項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権については、その権利に影響を及ぼす定めをする場合においても、徴収の権限を有する者の意見を聴けば足りる。

（更生債権等の免責等）

第二百四十四条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

一～三 同上

四 租税等の請求権のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

2 同上

（届出をした更生債権者等の権利の変更）

第二百五五条 同上

24 省 略

5 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(租税等の時効の進行の停止)

第二百七条 更生計画認可の決定があつたときは、租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）についての時効は、第六十九条第一項の規定により納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予がされている期間中は、進行しない。

(中止した手続等の失効)

第二百八条 更生計画認可の決定があつたときは、第五十条第一項の規定により中止した破産手続、再生手続（当該再生手続において、民事再生法第三十九条第一項の規定により中止した破産手続並びに同法第二十六条第一項第二号に規定する再生債権に基づく強制執行等の手続及び同法第五号に規定する再生債権に基づく外国租税滞納処分を含む。）、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続、同項第六号に規定する外国租税滞納処分及び財産開示手続は、その効力を失う。ただし、第五十条第五項の規定により続行された手続又は処分については、この限りでない。

(更生債権の届出を要しない旨の決定)

第二百四十九条 裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因、民事再生法第五十条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（同法第九十七条第一号に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。以下この条において同じ。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

25 省 略

(破産法の一部改正)

24 同 上

(租税等の時効の進行の停止)

第二百七条 更生計画認可の決定があつたときは、租税等の請求権についての時効は、第六十九条第一項の規定により納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予がされている期間中は、進行しない。

(中止した手続の失効)

第二百八条 更生計画認可の決定があつたときは、第五十条第一項の規定により中止した破産手続、再生手続（当該再生手続において、民事再生法第三十九条第一項の規定により中止した破産手続及び同法第二十六条第一項第二号に規定する再生債権に基づく強制執行等の手続を含む。）、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続及び財産開示手続は、その効力を失う。ただし、第五十条第五項の規定により続行された手続については、この限りでない。

(更生債権の届出を要しない旨の決定)

第二百四十九条 裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因、民事再生法第五十条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（同法第九十七条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。以下この条において同じ。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

25 同 上

第七十七条 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

（他の手続の中止命令等）

第二十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分^一の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分についてはその手続の申立人である債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされてない場合に限る。

一 五 省 略

六 債権者の財産に対して既にされている共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第百三条第五項及び第二百五十三条第四項において「租税条約等実施特例法」という。）^二第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（以下「外国租税滞納処分」という。）で、破産債権等に基づくもの

2 省 略

3 裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第一項の規定により中止した強制執行等の手続又は外国租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

4 一 6 省 略

（包括的禁止命令）

第二十五条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第一号又は第六号の規定による中止の命令によつては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。以下同じ。）の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、債務者の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第九十一条第二項に規定す

（他の手続の中止命令等）

第二十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続についてはその手続の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされてない場合に限る。

一 一 五 同 上

2 同 上

3 裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第一項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。

4 一 6 同 上

（包括的禁止命令）

第二十五条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第一号の規定による中止の命令によつては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。以下同じ。）の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、債務者の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第九十一条第二項に規定する保全管

る保全管理命令をした場合に限る。

2 省略

3 包括的禁止命令が発せられた場合には、債務者の財産に対して既にされている強制執行等の手続及び外国租税滞納処分（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

4 省略

5 裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した強制執行等の手続又は外国租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

6 8 省略

（他の手続の失効等）

第四十二条 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行、企業担保権の実行又は外国租税滞納処分で、破産債権若しくは財団債権に基づくもの又は破産債権若しくは財団債権を被担保債権とするものは、することができない。

2 前項に規定する場合には、同項に規定する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行及び企業担保権の実行の手続並びに外国租税滞納処分で、破産財団に属する財産に対して既にされているものは、破産財団に対してはその効力を失う。ただし、同項に規定する強制執行又は一般の先取特権の実行（以下この条において「強制執行又は先取特権の実行」という。）の手続については、破産管財人において破産財団のためにその手続を続行することを妨げない。

3 6 省略

（国税滞納処分等の取扱い）

第四十三条 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産に対する国税滞納処分（外国租税滞納処分を除く。次項において同じ。）は、することができない。

2 3 省略

（破産債権に含まれる請求権）

理命令をした場合に限る。

2 同上

3 包括的禁止命令が発せられた場合には、債務者の財産に対して既にされている強制執行等の手続（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

4 同上

5 裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。

6 8 同上

（他の手続の失効等）

第四十二条 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行又は企業担保権の実行で、破産債権若しくは財団債権に基づくもの又は破産債権若しくは財団債権を被担保債権とするものは、することができない。

2 前項に規定する場合には、同項に規定する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行及び企業担保権の実行の手続で、破産財団に属する財産に対して既にされているものは、破産財団に対してはその効力を失う。ただし、同項に規定する強制執行又は一般の先取特権の実行（以下この条において「強制執行又は先取特権の実行」という。）の手続については、破産管財人において破産財団のためにその手続を続行することを妨げない。

3 6 同上

（国税滞納処分等の取扱い）

第四十三条 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産に対する国税滞納処分は、することができない。

2 3 同上

（破産債権に含まれる請求権）

第九十七条 次に掲げる債権（財団債権であるものを除く。）は、破産債権に含まれるものとする。

一・二 省 略

三 破産手続開始後の延滞税、利子税若しくは延滞金の請求権又はこれらに類する共助対象外国租税の請求権

四 省 略

五 加算税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。）若しくは加算金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十号に規定する過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金をいう。）の請求権又はこれらに類する共助対象外国租税の請求権

六 十二 省 略

（破産債権の行使）

第一百条 省 略

2 前項の規定は、次に掲げる行為によって破産債権である租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）を行使する場合には、適用しない。

一・二 省 略

（破産債権者の手続参加）

第一百三条 省 略

2 4 省 略

5 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもって破産手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第三百三十四条第二項において同じ。）を得なければならない。

（租税等の請求権等の届出）

第一百四十四条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。この場合において、当該請求権を有する者が別除権者又は準別除権者であるときは、第一百一十一条第二項の規定を準用する。

一・二 省 略

第九十七条 同 上

一・二 同 上

三 破産手続開始後の延滞税、利子税又は延滞金の請求権

四 同 上

五 加算税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。）又は加算金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金をいう。）の請求権

六 十二 同 上

（破産債権の行使）

第一百条 同 上

2 前項の規定は、次に掲げる行為によって破産債権である租税等の請求権を行使する場合には、適用しない。

一・二 同 上

（破産債権者の手続参加）

第一百三条 同 上

2 4 同 上

（租税等の請求権等の届出）

第一百四十四条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。この場合において、当該請求権を有する者が別除権者又は準別除権者であるときは、第一百一十一条第二項の規定を準用する。

一・二 同 上

第三百三十四条 省 略

- 2 第一百十四條の規定による届出があつた請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因（共助対象外国租税の請求権にあっては、共助実施決定）が審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。次項において同じ。）その他の不服の申立てをすることができる処分である場合には、破産管財人は、当該届出があつた請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。
- 3 5 省 略

（財団債権となる請求権）

第四百四十八條 次に掲げる請求権は、財団債権とする。

一・二 省 略

- 三 破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権及び第九十七條第五号に掲げる請求権を除く。）であつて、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から一年（その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。）を経過していないもの

四 八 省 略

2 4 省 略

（手形債務支払の場合等の例外）

第六百六十三條 省 略

2 省 略

- 3 前条第一項の規定は、破産者が租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）又は罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

（強制執行の禁止等）

第二百四十九條 免責許可の申立てがあり、かつ、第二百六十六條第一項の規定による破産手続廃止の決定、第二百十七條第一項の規定による破産手続廃止の決定の確定又は第二百二十條第一項の規定による破産手続終結の決定があつたときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分若しくは破産

第三百三十四条 同 上

- 2 第一百十四條の規定による届出があつた請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因が審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。次項において同じ。）その他の不服の申立てをすることができる処分である場合には、破産管財人は、当該届出があつた請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。
- 3 5 同 上

（財団債権となる請求権）

第四百四十八條 同 上

一・二 同 上

- 三 破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（第九十七條第五号に掲げる請求権を除く。）であつて、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から一年（その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。）を経過していないもの

四 八 同 上

2 4 同 上

（手形債務支払の場合等の例外）

第六百六十三條 同 上

2 同 上

- 3 前条第一項の規定は、破産者が租税等の請求権又は罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

（強制執行の禁止等）

第二百四十九條 免責許可の申立てがあり、かつ、第二百六十六條第一項の規定による破産手続廃止の決定、第二百十七條第一項の規定による破産手続廃止の決定の確定又は第二百二十條第一項の規定による破産手続終結の決定があつたときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分若しくは破産債権を被担保債権と

債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売（以下この条において「破産債権に基づく強制執行等」という。）破産債権に基づく財産開示手続の申立て又は破産者の財産に対する破産債権に基づく国税滞納処分（外国国税滞納処分を除く。）は、することができず、破産債権に基づく強制執行等の手続又は処分は破産者の財産に対して既にされているもの及び破産者について既にされている破産債権に基づく財産開示手続は中止する。

2 免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止した破産債権に基づく強制執行等の手続又は処分及び破産債権に基づく財産開示手続は、その効力を失う。

3 省 略

（免責許可の決定の効力等）

第二百五十三條 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

一 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）

二 七 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（会社法の一部改正）

第七十八條 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条―第五条）

第二章 会社の商号（第六条―第九条）

第三章 会社の使用人等

第一節 会社の使用人（第十条―第十五条）

第二節 会社の代理商（第十六条―第二十条）

する一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売（以下この条において「破産債権に基づく強制執行等」という。）破産債権に基づく財産開示手続の申立て又は破産者の財産に対する破産債権に基づく国税滞納処分はすることができず、破産債権に基づく強制執行等の手続で破産者の財産に対して既にされているもの及び破産者について既にされている破産債権に基づく財産開示手続は中止する。

2 免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止した破産債権に基づく強制執行等の手続及び破産債権に基づく財産開示手続は、その効力を失う。

3 同 上

（免責許可の決定の効力等）

第二百五十三條 同 上

一 租税等の請求権

二 七 同 上

2・3 同 上

目次

第一編 同 上

第一章 同 上

第二章 同 上

第三章 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第四章 事業の譲渡をした場合の競争の禁止等(第二十一条―第二十四条)
第二編 株式会社

第一章 設立

第一節 総則(第二十五条)

第二款 定款の作成(第二十六条―第三十一条)

第三款 出資(第三十二条―第三十七条)

第四節 設立時役員等の選任及び解任(第三十八条―第四十五条)

第五節 設立時取締役等による調査(第四十六条)

第六節 設立時代表取締役等の選定等(第四十七条・第四十八条)

第七節 株式会社の成立(第四十九条―第五十一条)

第八節 発起人等の責任(第五十二条―第五十六条)

第九節 募集による設立

第一款 設立時発行株式を引き受ける者の募集(第五十七条―第六十四条)

第二款 創立総会等(第六十五条―第八十六条)

第三款 設立に関する事項の報告(第八十七条)

第四款 設立時取締役等の選任及び解任(第八十八条―第九十二条)

第五款 設立時取締役等による調査(第九十三条・第九十四条)

第六款 定款の変更(第九十五条―第一百一条)

第七款 設立手続等の特則等(第一百二条・第一百三二条)

第二章 株式

第一節 総則(第一百四―第一百二十条)

第二節 株主名簿(第二百一―第二百二十六条)

第三節 株式の譲渡等

第一款 株式の譲渡(第二百二十七―第三百三十五条)

第二款 株式の譲渡に係る承認手続(第三百三十六―第四百四十五条)

第三款 株式の質入れ(第四百四十六―第五百四十四条)

第四款 信託財産に属する株式についての對抗要件等(第五百四十四条の二)

第四節 株式会社による自己の株式の取得

第一款 総則(第五百五十五条)

第二款 株主との合意による取得

第一目 総則(第五百五十六―第五百五十九条)

第二目 特定の株主からの取得(第六十条―第六十四条)

第三目 市場取引等による株式の取得(第六十五条)

第四章 同上
第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節 同上

第六節 同上

第七節 同上

第八節 同上

第九節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第三款 取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得

第一目 取得請求権付株式の取得の請求（第六十六条・第六十七条）
第二目 取得条項付株式の取得（第六十八条―第七十条）

第四款 全部取得条項付種類株式の取得（第七十一条―第七十三条）

第五款 相続人等に対する売渡しの請求（第七十四条―第七十七条）

第六款 株式の消却（第七十八条・第七十九条）

第五節 株式の併合等

第一款 株式の併合（第八十条―第八十二条）

第二款 株式の分割（第八十三条・第八十四条）

第三款 株式無償割当て（第八十五条―第八十七条）

第六節 単元株式数

第一款 総則（第八十八条―第九十一条）

第二款 単元未満株主の買取請求（第九十二条・第九十三条）

第三款 単元未満株主の売渡請求（第九十四条）

第四款 単元株式数の変更等（第九十五条）

第七節 株主に対する通知の省略等（第九十六条―第九十八条）

第八節 募集株式の発行等

第一款 募集事項の決定等（第九十九条―第二百二条）

第二款 募集株式の割当て（第二百三条―第二百六条）

第三款 金銭以外の財産の出資（第二百七条）

第四款 出資の履行等（第二百八条・第二百九条）

第五款 募集株式の発行等をやめることの請求（第二百十条）

第六款 募集に係る責任等（第二百十一条―第二百十三条）

第九節 株券

第一款 総則（第二百十四条―第二百十八条）

第二款 株券の提出等（第二百十九条・第二百二十条）

第三款 株券喪失登録（第二十一条―第二十三条）

第十節 雑則（第二十四条・第二十五条）

第三章 新株予約権

第一節 総則（第二十六条・第二十七条）

第二節 新株予約権の発行

第一款 募集事項の決定等（第二十八条―第四十一条）

第二款 募集新株予約権の割当て（第四十二条―第四十五条）

第三款 同上

第一目 同上
第二目 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第五節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第六節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第七節 同上

第八節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第九節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第十節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 募集新株予約権に係る払込み(第二百四十六条)

第四款 募集新株予約権の発行をやめることの請求(第二百四十七条)

第五款 雑則(第二百四十八条)

第三節 新株予約権原簿(第二百四十九条―第二百五十三条)

第四節 新株予約権の譲渡等

第一款 新株予約権の譲渡(第二百五十四条―第二百六十一条)

第二款 新株予約権の譲渡の制限(第二百六十二条―第二百六十六条)

第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七条―第二百七十二条)

第四款 信託財産に属する新株予約権についての對抗要件等(第二百七十二
条の二)

第五節 株式会社による自己の新株予約権の取得

第一款 募集事項の定めに基づく新株予約権の取得(第二百七十三条―第
二百七十五条)

第二款 新株予約権の消却(第二百七十六条)

第六節 新株予約権無償割当て(第二百七十七条―第二百七十九条)

第七節 新株予約権の行使

第一款 総則(第二百八十条―第二百八十三条)

第二款 金銭以外の財産の出資(第二百八十四条)

第三款 責任(第二百八十五条・第二百八十六条)

第四款 雑則(第二百八十七条)

第八節 新株予約権に係る証券

第一款 新株予約権証券(第二百八十八条―第二百九十一条)

第二款 新株予約権付社債券(第二百九十二条)

第三款 新株予約権証券等の提出(第二百九十三条・第二百九十四条)

第四章 機関

第一節 株主総会及び種類株主総会

第一款 株主総会(第二百九十五条―第三百二十条)

第二款 種類株主総会(第三百二十一条―第三百二十五条)

第二節 株主総会以外の機関の設置(第三百二十六条―第三百二十八条)

第三節 役員及び会計監査人の選任及び解任

第一款 選任(第三百二十九条―第三百三十八条)

第二款 解任(第三百三十九条・第三百四十条)

第三款 選任及び解任の手續に関する特則(第三百四十一条―第三百四十

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第六節 同上

第七節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第八節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二節 同上

第三款 同上

第四款 同上

七条)

第四節 取締役(第三百四十八条―第三百六十一条)

第五節 取締役会

第一款 権限等(第三百六十二条―第三百六十五条)

第二款 運営(第三百六十六条―第三百七十三条)

第六節 会計参与(第三百七十四条―第三百八十條)

第七節 監査役(第三百八十一条―第三百八十九条)

第八節 監査役会

第一款 権限等(第三百九十条)

第二款 運営(第三百九十一条―第三百九十五条)

第九節 会計監査人(第三百九十六条―第三百九十九条)

第十節 委員会及び執行役

第一款 委員の選定、執行役の選任等(第四百条―第四百三条)

第二款 委員会の権限等(第四百四条―第四百九条)

第三款 委員会の運営(第四百十條―第四百四條)

第四款 委員会設置会社の取締役の権限等(第四百十五條―第四百十七條)

第五款 執行役の権限等(第四百十八條―第四百二十二條)

第十一節 役員等の損害賠償責任(第四百二十三條―第四百三十條)

第五章 計算等

第一節 会計の原則(第四百三十一條)

第二款 会計帳簿等

第一款 会計帳簿(第四百三十二條―第四百三十四條)

第二款 計算書類等(第四百三十五條―第四百四十三條)

第三款 連結計算書類(第四百四十四條)

第三節 資本金の額等

第一款 総則(第四百四十五條・第四百四十六條)

第二款 資本金の額の減少等

第一目 資本金の額の減少等(第四百四十七條―第四百四十九條)

第二目 資本金の額の増加等(第四百五十條・第四百五十一條)

第三目 剰余金についてのその他の処分(第四百五十二條)

第四節 剰余金の配当(第四百五十三條―第四百五十八條)

第五節 剰余金の配当等を決定する機関の特則(第四百五十九條・第四百六十條)

第四節 同上

第五節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第六節 同上

第七節 同上

第八節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第九節 同上

第十節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第十一節 同上

第五章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四節 同上

第五節 同上

- 第六節 剰余金の配当等に関する責任（第四百六十一条―第四百六十五条）
- 第六章 定款の変更（第四百六十六条）
- 第七章 事業の譲渡等（第四百六十七条―第四百七十条）
- 第八章 解散（第四百七十一条―第四百七十四条）
- 第九章 清算

第一節 総則

第一款 清算の開始（第四百七十五条・第四百七十六条）

第二款 清算株式会社の機関

第一目 株主総会以外の機関の設置（第四百七十七条）

第二目 清算人の就任及び解任並びに監査役の退任（第四百七十八条―第四百八十条）

第四百八十条

第三目 清算人の職務等（第四百八十一条―第四百八十八条）

第四目 清算人会（第四百八十九条・第四百九十条）

第五目 取締役等に関する規定の適用（第四百九十一条）

第三款 財産目録等（第四百九十二条―第四百九十八条）

第四款 債務の弁済等（第四百九十九条―第五百三条）

第五款 残余財産の分配（第五百四条―第五百六条）

第六款 清算事務の終了等（第五百七条）

第七款 帳簿資料の保存（第五百八条）

第八款 適用除外等（第五百九条）

第二節 特別清算

第一款 特別清算の開始（第五百十條―第五百十八條の二）

第二款 裁判所による監督及び調査（第五百十九條―第五百二十二條）

第三款 清算人（第五百二十三條―第五百二十六條）

第四款 監督委員（第五百二十七條―第五百三十二條）

第五款 調査委員（第五百三十三條・第五百三十四條）

第六款 清算株式会社の行為の制限等（第五百三十五條―第五百三十九條）

第七款 清算の監督上必要な処分等（第五百四十條―第五百四十五條）

第八款 債権者集会（第五百四十六條―第五百六十二條）

第九款 協定（第五百六十三條―第五百七十二條）

第十款 特別清算の終了（第五百七十三條・第五百七十四條）

第三編 持分会社

第一章 設立（第五百七十五條―第五百七十九條）

- 第六節 同上
- 第六章 同上
- 第七章 同上
- 第八章 同上
- 第九章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第八款 同上

第二節 同上

第一款 特別清算の開始（第五百十條―第五百十八條）

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 社員

第一節 社員の責任等（第五百八十條―第五百八十四條）

第二節 持分の譲渡等（第五百八十五條―第五百八十七條）

第三節 誤認行為の責任（第五百八十八條・第五百八十九條）

第三章 管理

第一節 総則（第五百九十條―第五百九十二條）

第二節 業務を執行する社員（第五百九十三條―第六百二條）

第三節 業務を執行する社員の職務を代行する者（第六百三條）

第四章 社員の加入及び退社

第一節 社員の加入（第六百四條・第六百五條）

第二節 社員の退社（第六百六條―第六百十三條）

第五章 計算等

第一節 会計の原則（第六百十四條）

第二節 会計帳簿（第六百十五條・第六百十六條）

第三節 計算書類（第六百十七條―第六百十九條）

第四節 資本金の額の減少（第六百二十條）

第五節 利益の配当（第六百二十一條―第六百二十三條）

第六節 出資の払戻し（第六百二十四條）

第七節 合同会社の計算等に関する特則

第一款 計算書類の閲覧に関する特則（第六百二十五條）

第二款 資本金の額の減少に関する特則（第六百二十六條・第六百二十七條）

第三款 利益の配当に関する特則（第六百二十八條―第六百三十一條）

第四款 出資の払戻しに関する特則（第六百三十二條―第六百三十四條）

第五款 退社に伴う持分の払戻しに関する特則（第六百三十五條・第六百三十六條）

第六款 定款の変更（第六百三十七條―第六百四十條）

第七款 解散（第六百四十一條―第六百四十三條）

第八章 清算

第一節 清算の開始（第六百四十四條・第六百四十五條）

第二節 清算人（第六百四十六條―第六百五十七條）

第三節 財産目録等（第六百五十八條・第六百五十九條）

第四節 債務の弁済等（第六百六十條―第六百六十五條）

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第五章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節 同上

第六節 同上

第七節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第八款 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節	残余財産の分配(第六百六十六条)
第六節	清算事務の終了等(第六百六十七条)
第七節	任意清算(第六百六十八条―第六百七十一条)
第八節	帳簿資料の保存(第六百七十二条)
第九節	社員の責任の消滅時効(第六百七十三条)
第十節	適用除外等(第六百七十四条・第六百七十五条)
第四編	社債
第一章	総則(第六百七十六条―第七百一条)
第二章	社債管理者(第七百二条―第七百四条)
第三章	社債権者集会(第七百五条―第七百四十二条)
第五編	組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転
第一章	組織変更
第一節	通則(第七百四十三条)
第二節	株式会社の組織変更(第七百四十四条・第七百四十五条)
第三節	持分会社の組織変更(第七百四十六条・第七百四十七条)
第二章	合併
第一節	通則(第七百四十八条)
第二節	吸収合併
第一款	株式会社が存続する吸収合併(第七百四十九条・第七百五十条)
第二款	持分会社が存続する吸収合併(第七百五十一条・第七百五十二条)
第三節	新設合併
第一款	株式会社が設立する新設合併(第七百五十三条・第七百五十四条)
第二款	持分会社を設立する新設合併(第七百五十五条・第七百五十六条)
第三章	会社分割
第一節	吸収分割
第一款	通則(第七百五十七条)
第二款	株式会社に権利義務を承継させる吸収分割(第七百五十八条・第七百五十九条)
第三款	持分会社に権利義務を承継させる吸収分割(第七百六十条・第七百六十一条)
第二節	新設分割
第一款	通則(第七百六十二条)
第二款	株式会社を設立する新設分割(第七百六十三条・第七百六十四条)

第五節	同上
第六節	同上
第七節	同上
第八節	同上
第九節	同上
第十節	同上
第四編	同上
第一章	同上
第二章	同上
第三章	同上
第五編	同上
第一章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第三節	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三章	同上
第一節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上

第三款 持分会社を設立する新設分割（第七百六十五条・第七百六十六条）
第四章 株式交換及び株式移転

第一節 株式交換

第一款 通則（第七百六十七条）

第二款 株式会社に発行済株式を取得させる株式交換（第七百六十八条・第七百六十九条）

第三款 合同会社に発行済株式を取得させる株式交換（第七百七十条・第七百七十一条）

第二節 株式移転（第七百七十二条―第七百七十四条）

第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手續

第一節 組織変更の手續

第一款 株式会社の手續（第七百七十五条―第七百八十条）

第二款 持分会社の手續（第七百八十一条）

第二節 吸収合併等の手續

第一款 吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手續

第二款 持分会社の手續（第七百八十二条―第七百九十二条）

第二款 吸収合併存続会社、吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社の手續

第一款 株式会社の手續（第七百九十四条―第八百一条）

第二款 持分会社の手續（第八百二条）

第三節 新設合併等の手續

第一款 新設合併消滅会社、新設分割会社及び株式移転完全子会社の手續

第二款 持分会社の手續（第八百三条―第八百十二条）

第二款 新設合併設立会社、新設分割設立会社及び株式移転設立完全親会社の手續

第一款 株式会社の手續（第八百十四条・第八百十五条）

第二款 持分会社の手續（第八百十六条）

第六編 外国会社（第八百七条―第八百二十三条）

第七編 雑則

第一章 会社の解散命令等

第一節 会社の解散命令（第八百二十四条―第八百二十六条）

第三款 同上

第四章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第二節 同上

第五章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款 同上

第一款 同上

第二款 同上

第六編 同上

第七編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第二節 外国会社の取引継続禁止又は営業所閉鎖の命令（第八百二十七条）
第二章 訴訟

第一節 会社の組織に関する訴え（第八百二十八条―第八百四十六条）

第二節 株式会社における責任追及等の訴え（第八百四十七条―第八百五十三条）

第三節 株式会社の役員解任の訴え（第八百五十四条―第八百五十六条）

第四節 特別清算に関する訴え（第八百五十七条―第八百五十八条）

第五節 持分会社の社員除名の訴え等（第八百五十九条―第八百六十二条）

第六節 清算持分会社の財産処分取消しの訴え（第八百六十三条―第八百六十四条）

第七節 社債発行会社の弁済等の取消しの訴え（第八百六十五条―第八百六十七条）

第三章 非訟

第一節 総則（第八百六十八条―第八百七十六条）

第二節 新株発行の無効判決後の払戻金増減の手續に関する特則（第八百七十七―八百七十八条）

第三節 特別清算の手續に関する特則

第一款 通則（第八百七十九条―第八百八十七条）

第二款 特別清算の開始の手續に関する特則（第八百八十八条―第八百九十一条）

第三款 特別清算の実行の手續に関する特則（第八百九十二条―第九百一一条）

第四款 特別清算の終了の手續に関する特則（第九百二条）

第四節 外国会社の清算の手續に関する特則（第九百三条）

第五節 会社の解散命令等の手續に関する特則（第九百四条―第九百六条）

第四章 登記

第一節 総則（第九百七条―第九百十条）

第二節 会社の登記

第一款 本店の所在地における登記（第九百十一条―第九百二十九条）

第二款 支店の所在地における登記（第九百三十条―第九百三十二条）

第三節 外国会社の登記（第九百三十三条―第九百三十六条）

第四節 登記の囑託（第九百三十七条―第九百三十八条）

第五章 公告

第二節 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節 同上

第六節 同上

第七節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第四節 同上

第五節 同上

第四章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五章 同上

第一節 総則（第九百三十九条・第九百四十条）

第二節 電子公告調査機関（第九百四十一条―第九百五十九条）

第八編 罰則（第九百六十条―第九百七十九条）

附則

（他の手続の中止命令等）

第五百十二条 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた場合において、必要があるとき、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、特別清算開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる破産手続については破産手続開始の決定がされていない場合に限り、第二号に掲げる手続又は第三号に掲げる処分についてはその手続の申立人である債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一・二 省略

三 清算株式会社の財産に対して既にされている共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第五百十八条の二及び第五百七十一条第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（第五百十五条第一項において「外国租税滞納処分」という。）

2 省略

（他の手続の中止等）

第五百十五条 特別清算開始の命令があつたときは、破産手続開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分又は財産開示手続（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第九十七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）の申立てはすることができず、破産手続（破産手続開始の決定がされていないものに限る。）、清算株式会社の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え及び仮処分の手続並びに外国租税滞納処分並びに財産開示手続は中止する。ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は財産開示手続については、この限りでない。

2 特別清算開始の命令が確定したときは、前項の規定により中止した手続又は処分

第一節 同上

第二節 同上

第八編 同上

附則

（他の手続の中止命令）

第五百十二条 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた場合において、必要があるとき、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、特別清算開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる破産手続については破産手続開始の決定がされていない場合に限り、第二号に掲げる手続についてはその手続の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一・二 同上

2 同上

（他の手続の中止等）

第五百十五条 特別清算開始の命令があつたときは、破産手続開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は財産開示手続（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第九十七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）の申立てはすることができず、破産手続（破産手続開始の決定がされていないものに限る。）、清算株式会社の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え及び仮処分の手続並びに財産開示手続は中止する。ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は財産開示手続については、この限りでない。

2 特別清算開始の命令が確定したときは、前項の規定により中止した手続は、特

分は、特別清算の手續の関係においては、その効力を失う。
3 省 略

(共助対象外国租税債権者の手續参加)

第五百十八条の二 協定債権者は、共助対象外国租税の請求権をもって特別清算の手續に参加するには、租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定を得なければならない。

(債権者集会の招集等の決定)

第五百四十八条 省 略

2 4 省 略

5 協定債権者は、共助対象外国租税の請求権については、議決権を有しない。

(協定の効力範囲)

第五百七十一条 省 略

2 省 略

3 協定の認可の決定が確定したときは、協定債権者の権利は、協定の定めに従い、変更される。

4 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての協定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(協定の認可又は不認可の決定)

第九百一条 省 略

2 共助対象外国租税の請求権について、協定において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

3 省 略

4 省 略

5 前各項の規定は、第五百七十二条の規定により協定の内容を変更する場合について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定)にあっては、当該規定。以下こ

別清算の手續の関係においては、その効力を失う。
3 同 上

(債権者集会の招集等の決定)

第五百四十八条 同 上

2 4 同 上

(協定の効力範囲)

第五百七十一条 同 上

2 同 上

(協定の認可又は不認可の決定)

第九百一条 同 上

2 同 上

3 同 上

4 前三項の規定は、第五百七十二条の規定により協定の内容を変更する場合について準用する。

の条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。